

平成30年度 税制改正要望項目

平成29年8月
金融庁



平成30年度税制改正要望における 主要要望項目

1. 家計の安定的な資産形成の実現

※<>内はページ番号

- ◆ NISA等の利便性向上・充実 <p.3>
- ◆ 公募投資信託等の内外二重課税の調整〔国交省が共同要望〕<p.10>
- ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)〔農水省・経産省が共同要望〕<p.11>

2. 金融のグローバル化への対応

- ◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)に係る所要の措置<p.13>
- ◆ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長 <p.14>

3. その他の重要項目

- ◆ 生命保険料控除制度の拡充<p.16>
- ◆ 上場株式等の相続税に係る見直し<p.17>

1. 家計の安定的な資産形成の実現

◆ NISA等の利便性向上・充実

【要望事項】

○ NISAの利便性向上

- ・ NISA(一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA)の口座開設申込時に、即日で買付けを可能とすること。
- ・ NISAについて、顧客の利便性向上のため、非課税期間(一般NISAでは5年間)の終了時に、特段の手続なく(一般口座ではなく)特定口座へ移管できることとする。

○ 特定口座の利便性向上

特定口座について、利便性向上の観点から、所要の措置を求めるもの。

- ・ 役員報酬として支給される、一定期間譲渡が出来ない株式(いわゆる「リストラクテッドストック」)については、譲渡が可能となった際(一般的に3~5年後に)、現行では一般口座で保有することしか出来ないため、特定口座でも保有できるようにすること。等

○ NISAの恒久化

現在、時限措置であるNISAについて、恒久措置とすること。

NISAの口座開設申込時における即日買付けの実現

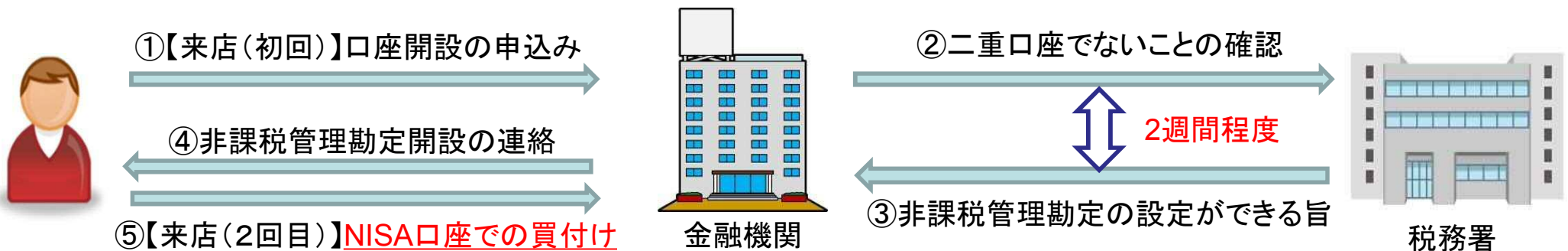
【現状及び問題点】

- NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約10.5兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(一般NISA:平成29年3月末時点)。
- 一方、口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど稼働率の向上には課題。
- この理由の一つとしては、現在、投資家がNISA口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができず(二重口座でないことの確認が必要)、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことが挙げられる。

【要望事項】

NISA(一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA)の口座開設申込時に、即日で買付けを可能とすること。

【現行の口座開設申込から買付けまでの流れ】



NISA口座保有者によるマイナンバー告知との関係

- NISA口座については、1人1口座であることの確認のため、4年に1度、住民票を金融機関に提出することが求められていたが、マイナンバー制度の導入に伴い、住民票の提出を不要とする手続きの簡素化が図られている。
- NISA口座の保有者が、来年1月以降に買付け・買増しをするには、マイナンバーを金融機関に告知する必要があるが、マイナンバーを告知すれば、所定の書面提出が不要となる等、手続きの簡素化が図られている。

(注) なお、マイナンバーの告知が無い場合でも、口座内で既に保有している金融商品は、引き続き非課税で保有できるほか、売却も自由（NISA口座自体は失効しない）。

来年少以降に告知を行う場合には、二重口座でないことの確認手続きが完了するまで、買付け・買増しを待つ必要が生じるが、今般の税制改正要望(口座開設申込時における即日買付け)が実現すれば、待つ必要はなくなる。

平成29年9月末

平成30年1月

9月30日まで



マイナンバーの告知のみ

- ・マイナンバーの通知カード
- ・マイナンバーカード
- ・本人確認書類 等

10月1日～



+

非課税適用確認書の
交付申請書

マイナンバーの告知 + 非課税適用確認書の交付申請書

手続きが終了するまで買付けができない

※年末が近づく と 1月当初からの買付けに間に合わない可能性

NISAにおける非課税期間終了時の対応

【現状及び問題点】

○ 一般NISAの場合、保有から5年が経ち非課税期間が終了した後、顧客は引き続き非課税枠を使って投資を行うこと(ロールオーバー)ができるが、ロールオーバーを希望しない場合には、保有商品は課税口座へ移管される。課税口座には一般口座と特定口座(※)があるが、現行では特に意思表示をしない限り一般口座に移管されてしまう(つみたてNISA等も同様)。

(※)一般口座：顧客が「年間取引報告書」を作成し、確定申告する必要。

特定口座：金融機関が「年間取引報告書」を作成、源泉徴収を行う(源泉徴収とせず、顧客が確定申告することも可)。

(※)全口座(残高のあるもの)のうち、特定口座は全体の4分の3程度。また、いったん一般口座に入れた商品は、その後特定口座への移管は出来ない。

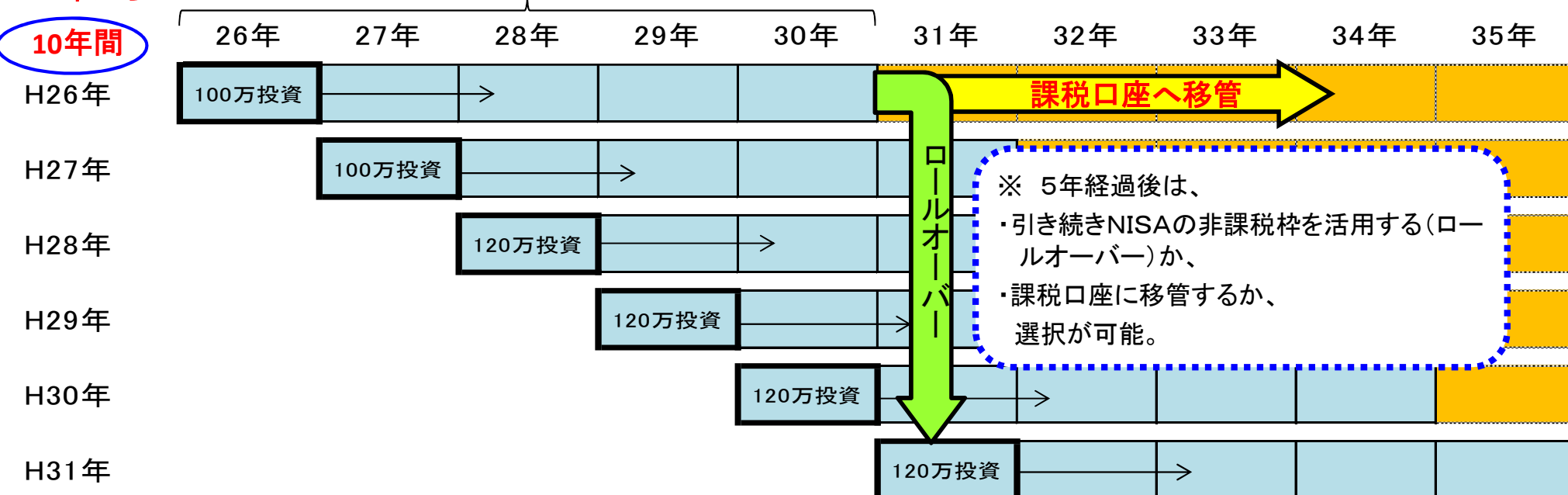
【要望事項】

顧客の利便性向上のため、NISAの非課税期間終了時に、特に意思表示をしない限り特定口座に移管されるものとする。

H26年から

10年間

非課税期間5年間

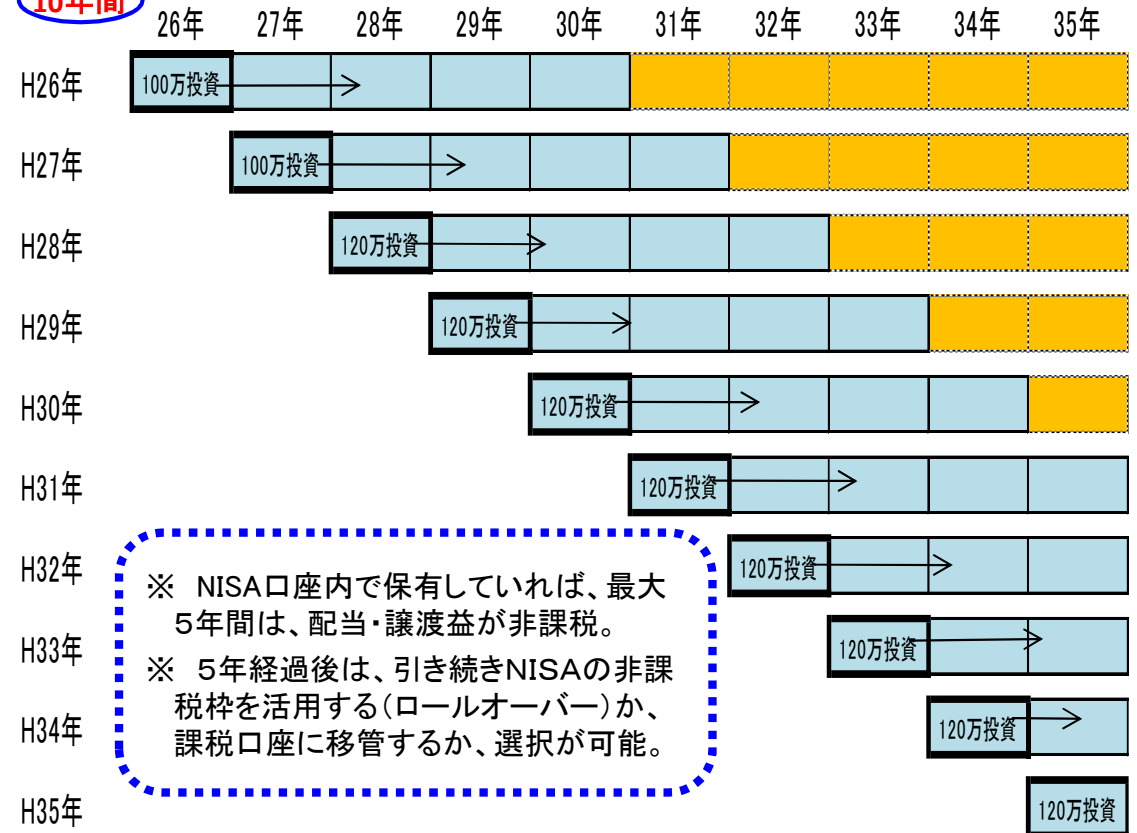


(参考1)NISA制度(一般NISA) 概要

項目	内容
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の 配当・譲渡益
年間投資 上限額	毎年、新規投資額で120万円を上限 (H27年以前は100万円)
投資可能期間 (時限措置)	H26年～H35年までの 10年間の時限措置
非課税期間	最長5年間 (ロールオーバー可)

H26年から

10年間



平成35年までの時限措置

(参考2) NISA口座(一般NISA)開設数及び購入額の推移

NISA口座開設数・買付額の推移(29年3月末時点)



○ NISA総口座数は、1,077万1,349口座 (平成29年3月末時点)

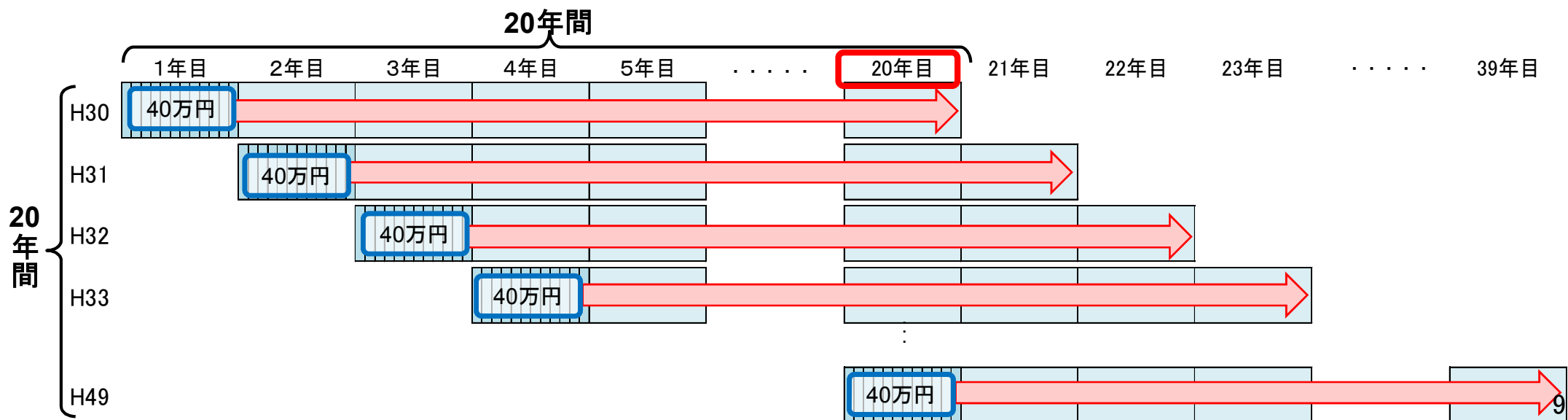
○ NISA総買付額は、10兆5,469億8,376万円 (同3月末時点)

・ 商品別内訳は、

上場株式	3兆8,854億7,733万円	(36.8%)
投資信託	6兆3,900億1,153万円	(60.6%)
ETF	1,704億911万円	(1.6%)
REIT	1,010億8,579万円	(1.0%)

(参考3) つみたてNISAの概要

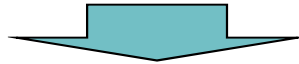
非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円 、非課税保有期間: 20年間 、投資可能期間: 平成30年～49年 (20年間の時限)
投資対象商品	<p>公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売手数料はゼロ (ノーロード) ○ 信託報酬は一定水準以下 (例: 国内株のインデックス投信の場合 0.5%以下) に限定 ○ 顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ○ 信託契約期間が無期限又は20年以上であること ○ 分配頻度が毎月でないこと ○ ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	一般NISAと 選択 して適用可能
受付・購入	買付開始: 平成30年1月1日 (受付開始: 平成29年10月1日)



◆公募投資信託等の内外二重課税の調整 [国交省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。
- 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。



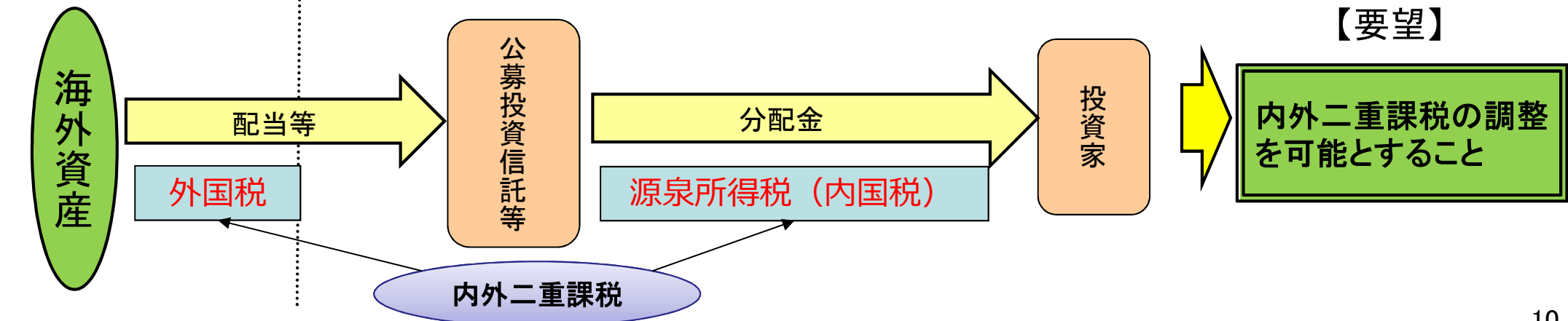
【要望事項】

我が国においても、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じること。

【現行】

<海外>

<日本>



◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [農水省・経産省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【要望事項】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

【平成29年度税制改正大綱(抜粋)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避の防止するための実効性のある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

2. 金融のグローバル化への対応

◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)に係る所要の措置

【現状及び問題点】

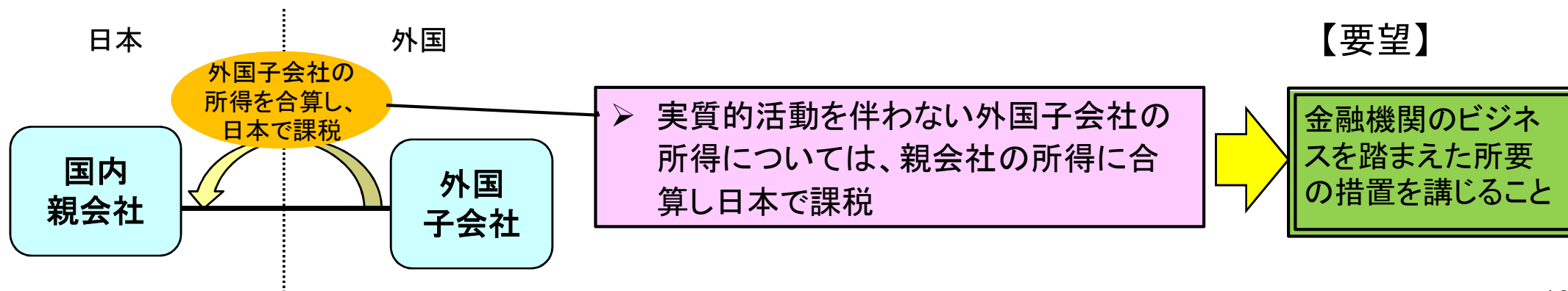
- 外国子会社合算税制(Controlled Foreign Company Taxation、CFC税制)とは、国内の親会社の所得を実質的活動を伴わない外国子会社に移転させることによる租税回避に対処するため、当該外国子会社の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。
- 平成29年度税制改正において、CFC税制については、日本企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう見直しが行われたが、海外の様々なビジネスの実態を踏まえれば、金融機関の一部の業務の取扱いについて、本年度も引き続き検討することが必要。

※ 例えば、海外の金融持株会社については、租税回避目的がないにも関わらず、外国政府の出資規制のため合算対象になってしまうケースがあり、このような場合について所要の措置を講じる必要がある。

【要望事項】

本邦金融機関の海外進出を阻害しないよう、金融機関におけるビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じること。

【平成29年度税制改正後のCFC税制の概要】



◆ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長

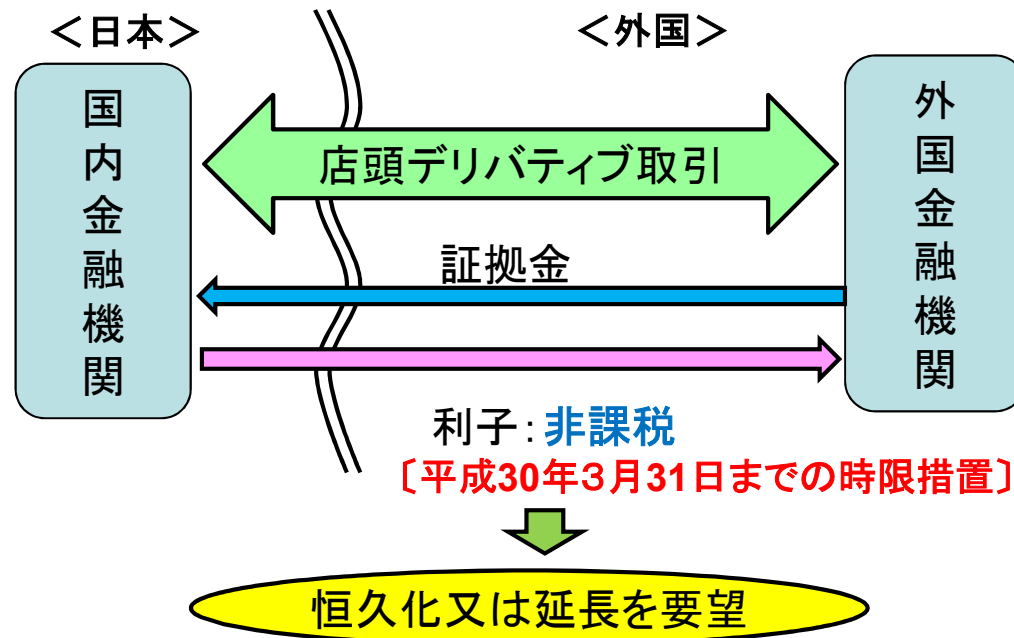
【現状及び問題点】

- 金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付するのが通例。
- 諸外国においては、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、わが国では源泉徴収の対象とされていた。
- このため、諸外国とのイコールフットイングを図る観点から、平成27年度税制改正において、外国金融機関が国内金融機関に差入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられたものの、平成30年3月31日までの時限措置とされているところ。

【要望事項】

店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化又は延長すること。

【現行】



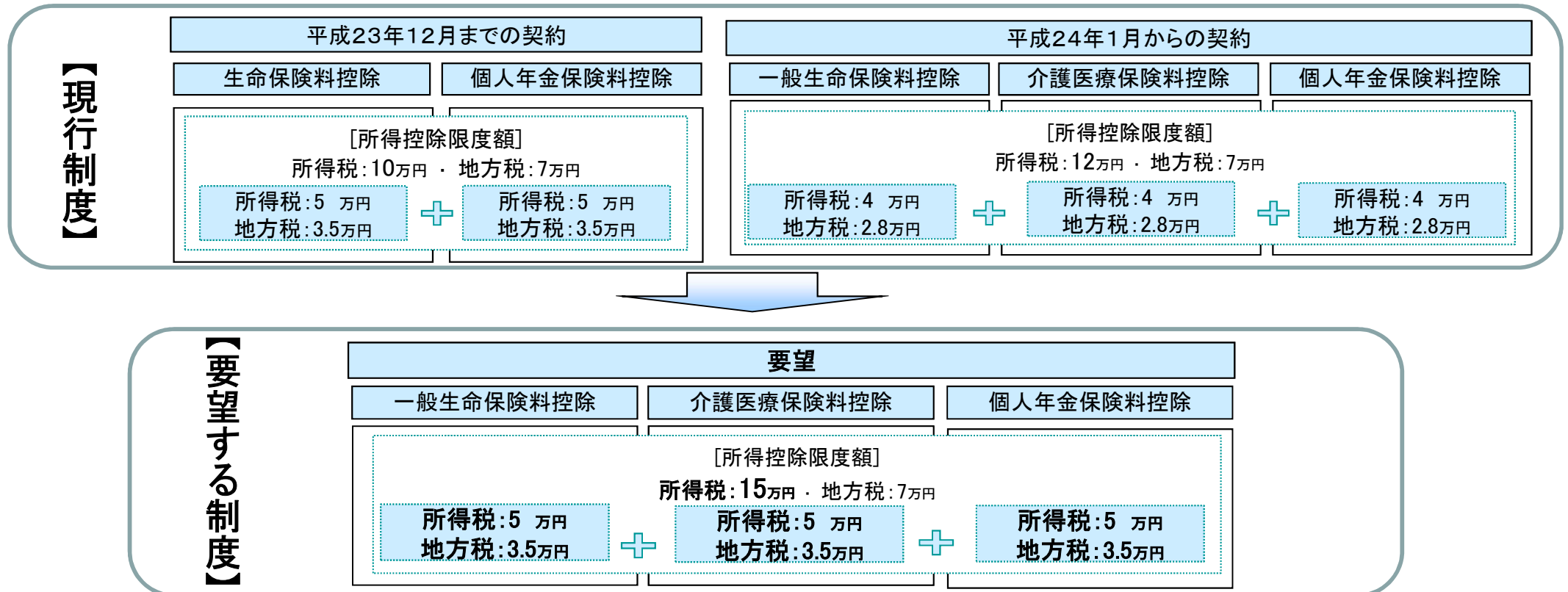
3. その他の重要項目

◆生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能
- 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要

【要望内容】 所得税法上及び地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円及び3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。



(注) 生命保険料控除については、上記の要望の他、金融機関や顧客等のコスト削減・利便性の向上の観点から「生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続の電子化」を別途要望

◆上場株式等の相続税に係る見直し

【現状及び問題点】

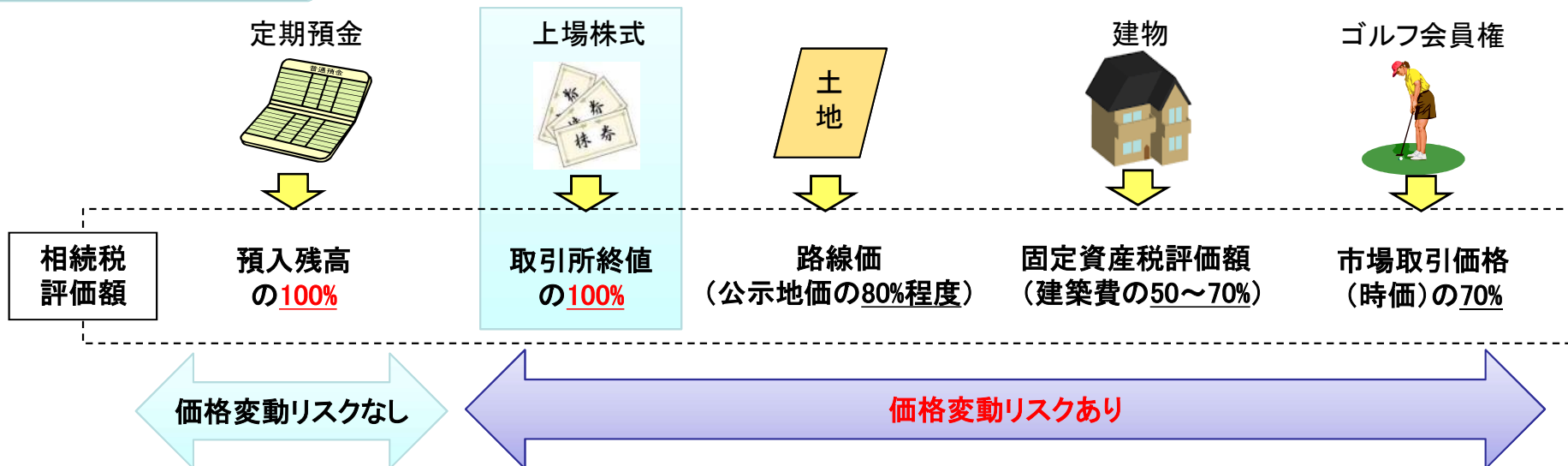
- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価^(※)で評価される。
(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生日、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品であるが、価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利。家計資産の多くは高齢者によって保有されている中、相続税によって、高齢者の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。



【要望事項】

高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うこと。

他の資産の評価方法との比較



(注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

〔その他の要望項目(1)〕 ◆は日切れ関連

【銀行等関係】

- ◇ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ
- ◆ 預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◇ 休眠預金等活用法に係る地方税法施行令上の所要の整備
- ◇ ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し
- ◇ 外国債券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等

【保険関係】

- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続きの電子化(再掲)
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持

【証券関係】

- ◇ 投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正
- ◇ マイナンバーの利用に関する手続きの簡素化等

〔その他の要望項目(2)〕 ◆は日切れ関連

【信託関係】

- ◇ 信託受益権の質的分割に係る所要の措置

【共同要望項目等】

- ◆ 地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の軽減措置の延長 〔内閣府主担〕
- ◇ 相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し

等